

平成 29 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 29 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：教育委員会)

指 摘 事 項・意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>①理科室の薬品(劇物、毒物、危険物及び一般薬品)の管理について、その危険性や事故防止の観点から、台帳への正確な記録や定期的な点検による在庫管理など、適正に管理すべきところ、次のような不備があった。</p> <p>イ. 劇物及び毒物は薬品台帳と保有量の照合を月 1 回、危険物及び一般薬品は学期に 1 回行い、その都度管理責任者(校長もしくは教頭)に報告し、それらについて記録すべきところ、規定の照合回数となっておらず、報告もれがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇物及び毒物・・・(住吉小学校、大宮中学校、広瀬中学校、久峰中学校) ・危険物及び一般薬品・・・(大宮小学校、広瀬中学校、久峰中学校) ・管理者への報告・・・(大宮中学校、広瀬中学校) <p>ロ. 劇物の保管について、保管場所に「医薬用外劇物」の表示がないものや容器の転倒防止策が講じられていないものがあった。(大宮中学校)</p> <p>ハ. 薬品台帳において、在庫管理に必要な「購入量」欄、「使用量」欄、「現在量」欄の記入もれや記入誤り、数量の不一致があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「購入量」欄の記載もれ(東大宮中学校) ・「使用量」欄の記載もれ(小戸小学校、宮崎西中学校) ・「現在量(残量)」欄の記載誤り(住吉南小学校、大宮中学校) ・「使用量」欄及び「現在量(残量)」欄の記載誤り(住吉中学校) ・購入量及び使用量の記録と現在量(残量)が不一致(東大宮中学校) <p>ニ. 薬品台帳に「保管場所」欄、「年月日」欄、「摘要」欄の記載もれ、記載誤りがあった。(池内小学校、東大宮小学校、大宮中学校、</p>	<p>理科室の薬品の管理について、不適切な取扱いに対する措置は、次のとおり。</p> <p>①指摘を受けた小中学校に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 措置状況報告書の提出を求めるとともに、学校長から措置状況について聴き取り、確認を行った。さらに、教育長、教育局長が学校長に対して直接指導を行った。 ○ 学校教育課担当が、7月20日までに該当校を訪問し、理科室薬品及び台帳の措置状況について現場確認を行った。 <p>②全小中学校に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 夏季休業中に計画的に実施している「諸表簿の管理に関する学校支援訪問」の際に、理科室の薬品の管理・記録に関する現場確認と指導を行う。 ○ 校長会において、本年度の指摘事項への対応結果を伝えるとともに、再度、チェック表を活用し、各学校における点検及び適正な管理について周知・徹底を図る。

東大宮中学校)

ホ. 薬品台帳の作成がされていないものがあつた。(東大宮小学校)

【意見】

①小・中学校での物品購入や修繕等に係る予算執行において、事前に管理者の了承を得たものの、執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書の起案・決裁がないまま業者に業務の遂行を依頼し、その後これらの書類を起票していた学校が見受けられた。

財務規則では、「支出負担行為をしようとするときは、執行伺書又は支出負担行為書によりしなければならない」と規定されていることから、規則に則った事務処理を行うよう各学校を指導するとともに、学校現場の状況を考慮し、実態に即した事務処理ができるよう、関係部局と調整を図りながら検討されたい。

②公用バイクを保有しているにもかかわらず、使用実績がない学校がみられた。公用バイクは、業務の態様に応じて配置されるものであることから、適正な使用・管理を行うよう各学校を指導するとともに、配置の必要性や見直しを検討されたい。

①全小中学校には学校事務職員を対象とした研修において、適正な事務処理を行うよう指導した。また、実態に即した事務処理ができるよう、7月3日に会計管理者に対し、財務規則の一部改正についての検討を依頼した。

②全小中学校の公用バイクの使用状況や管理状況を確認するとともに、適正な使用・管理を行うよう指導を行った。学校の使用実態に即した配置をするよう見直しを行っていく。

平成29年7月21日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市教育委員会
教育長 二見 俊

